

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正 (学校教育課) 3
- 亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 4
- 亀岡市福祉事務所長委任規則及び亀岡市生活保護法施行細則の一部改正 (地域福祉課) 4

—— 告 示 ——

- 亀岡市ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業実施要綱の一部改正 (高齢福祉課) 5
- 公示送達 (税務課) 6
- 公示送達 (保険医療課) 7
- 公示送達 (税務課) 8
- 亀岡市空家等対策の推進に関する条例による緊急安全措置の実施 (建築住宅課) 9
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 9
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 10
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 10
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 10
- 亀岡市移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱の一部改正 (ふるさと創生課) 11

- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 12

—— 公 告 ——

- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 13
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 17
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 18
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 18
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 22
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 22
- 公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定 (環境政策課) 22

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 定時登録に係る選挙人名簿の登録日変更 24

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 第75回亀岡市農業委員会総会の開催 25

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 25
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 26
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 26
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 27

規則

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第32号

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則

出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

36 市立学校施設使用料の収納	教育総務課長	教育総務課担当職員	
-----------------	--------	-----------	--

」

を

「

36 市立学校施設使用料の収納	教育総務課長	教育総務課担当職員	
	学校教育課長	学校教育課担当職員	

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第33号

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「亀岡市国民健康保険運営協議会」を「亀岡市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（亀岡市事務分掌規則の一部改正）
- 2 亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。
別表第3 環境市民部の部保険医療課の項中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「揭示済」

亀岡市福祉事務所長委任規則及び亀岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第34号

亀岡市福祉事務所長委任規則及び亀岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

（亀岡市福祉事務所長委任規則の一部改正）
第1条 亀岡市福祉事務所長委任規則（昭和51年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中タをチとし、コからソまでをサからタまでとし、同号ケ中「第55条の6第1項」を「第55条の7第1項」に改め、同号ケを同号コとし、同号ク中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同号クの次に次のように加える。

ケ 第55条の5第1項及び第55条の6に規定する進学準備給付金の支給に関すること。

（亀岡市生活保護法施行細則の一部改正）
第2条 亀岡市生活保護法施行細則（平成25年亀岡市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第17条を第20条とし、第16条を第19条とし、第15条の次に次の3条を加える。

（進学準備給付金申請書）

第16条 省令第18条の9第1項の申請書は、進学準備給付金申請書によるものとする。

(進学準備給付金決定調書)

第17条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときの決定調書は、進学準備給付金決定調書によるものとする。

(進学準備給付金決定通知書)

第18条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときは、進学準備給付金支給決定通知書により、支給しないときは、進学準備給付金不支給決定通知書により通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の亀岡市生活保護法施行細則の規定は、平成30年1月1日から適用する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第178号

亀岡市ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業実施要綱（平成12年亀岡市告示第52号）の一部を次のように改正する。

平成30年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名中「老人」を「高齢者」に改める。

第1条中「老人」を「高齢者」に改める。

第2条中「老人」を「高齢者又は重度身体障害者」に改める。

第4条第2項中「、在宅介護支援センター」を削る。

第5条及び第6条中「老人」を「高齢者」に改める。

第8条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、「速やかに担当民生委員の確認を受け、」を削り、「老人」を「高齢者」に改め、同項第3号中「再開又は」を削り、同条第2項中「老人」を「高齢者」に改める。

第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「老人」を「高齢者」に改める。

第10条を次のように改める。

(費用の負担)

第10条 利用者は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を受託者に支払うものとする。なお、利用者は、別表左欄に掲げる区分にかかわらず、事業の利用に要する電話料を負担するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条関係）

区 分	負担額（1月あたり）
生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する利用者	無料
生活保護法による保護を受けている世帯に属さない利用者	1,000円

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「老人」を「高齢者」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「老人」を「高齢者」に改め、「・中止・再開」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第179号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年7月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成30年5月分 市府民税（特別徴収）

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

名 称 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第180号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年7月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成29年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
2	決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
3	決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
4	決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
5	決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
6	決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
7	決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
8	更正通知書	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
9	決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
10	決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
11	決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
12	決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
13	決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
14	更正通知書	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
15	決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
16	決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
17	決定通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第181号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年7月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成30年度 第1期 固定資産税・都市計画税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第182号

亀岡市空家等対策の推進に関する条例（平成30年亀岡市条例第26号）第18条第1項の規定により、緊急安全措置を講じたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 対象とした空家等
所在地 亀岡市三宅町2丁目16-15
用途 居宅
構造 木造瓦葺2階建
- 2 緊急安全措置の実施内容
対象とした空家等敷地から接道する市道へ越境する植栽の幹及び枝部分の状況の是正
- 3 緊急安全措置の実施日
平成30年6月22日（金）
- 4 緊急安全措置に要した費用
この措置を講じた際に要した費用はない。

「揭示済」

亀岡市告示第183号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成30年7月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 撤去した理由
亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
平成30年7月12日（木）
午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 4台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間
月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置
保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年7月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 荒木 昌幸

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第185号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年7月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町中町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 井上 保治

2 変更年月日

平成30年4月22日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第186号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年7月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「畑野町高橋区」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 変更年月日 平成30年4月1日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 野田 行弘

(2) 変更年月日

平成30年4月1日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第187号

亀岡市移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第137号）の一部を次のように改正する。

平成30年7月13日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「、市民が創業し」を削り、「つながる施設を」の次に「市民が」を加える。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第3条第1号中「創業する」を「補助対象施設を開設する」に改める。

第8条第5号を次のように改める。

(5) 補助対象工事及び備品の見積書

別記第1号様式中

「

施設の整備に係る経費			
契約日	年 月 日	経 費	円

」

を

「

施設の整備に係る経費	
経 費	円

」

に改める。

別記第3号様式中

「

創 業 の 背景・目的	(※補助対象施設での事業を創業するに至った背景や、事業実施の目的を記入してください。)

」

を

「

開 設 の 背景・目的	(※補助対象施設を開設するに至った背景や、事業実施の目的を記入してください。)

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第188号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成30年7月23日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1902-15191

- 1 当該者生年月日
昭和46年11月30日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
平成30年4月1日
- 4 無効になる日
平成30年7月23日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第38号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

平成30年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	行 政						保育士	保健師	管理 栄養士	
	かめおか・未来・チャレンジ方式		一般方式							
	事務Ⅰ	土木Ⅰ	事務Ⅰ	事務Ⅲ	土木Ⅰ	土木Ⅲ				手話 通訳士(者)
採用予定 人 数	事務Ⅰ・事務Ⅲで 計10人程度	土木Ⅰ・土木Ⅲで 計3人程度	事務Ⅰ・事務Ⅲで 計10人程度		土木Ⅰ・土木Ⅲで 計3人程度		1人	若干名	若干名	1人

※かめおか・未来・チャレンジ方式と一般方式を重複して受験することはできません。

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

[かめおか・未来・チャレンジ方式]

ア 行政（事務Ⅰ）（上級）

昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業した人又は平成31年3月31日までに卒業する見込みの人

イ 行政（土木Ⅰ）（上級）

昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を含む。）において土木工学に関する課程を修得し卒業した人又は平成31年3月31日までに修得し卒業する見込みの人

[一般方式]

ウ 行政（事務Ⅰ）（上級）

平成4年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

エ 行政（事務Ⅲ）（初級）

平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

オ 行政（土木Ⅰ）（上級）

平成4年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を含む。）において土木工学に関する課程を修めた人又は平成31年3月31日までに修める見込みの人

カ 行政（土木Ⅲ）（初級）

平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校等において土木系の課程を修めた人又は平成31年3月31日までに修める見込みの人

キ 行政（手話通訳士（者））（上級）

昭和34年4月2日以降に生まれた人で、厚生労働大臣認定の手話通訳士の資格を有する人又は都道府県認定の手話通訳者の資格を有する人

ク 保育士

昭和58年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人（平成31年3月31日までに取得見込みを含む。）

ケ 保健師

昭和58年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を有する人（平成31年3月31日までに取得見込みを含む。）

コ 管理栄養士

昭和58年4月2日以降に生まれた人で、管理栄養士資格を有する人（平成31年3月31日までに取得見込みを含む。）

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 1次試験

(1) かめおか・未来・チャレンジ方式のみ

ア 方法

集団討論試験、論文試験

イ 日時・場所

平成30年9月16日（日）午後0時20分から『亀岡市役所』において行う。

(2) 全ての区分（かめおか・未来・チャレンジ方式を除く。）

ア 方法

(ア) 行政（事務Ⅰ・Ⅲ、土木Ⅰ・Ⅲ）、保育士

試験区分		試験方法	試験科目	出題分野（予定）
行政 （一般方式）	事務Ⅰ	筆記試験 （多肢選択式）	教養試験	時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
	事務Ⅲ			
	土木Ⅰ			
	土木Ⅲ			
保育士			専門試験	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健（精神保健を含む。）

(イ) 行政（手話通訳士（者））、保健師、管理栄養士

試験区分		試験方法	試験内容（予定）
行政 （一般方式）	手話 通訳士（者）	事務適性検査 及び 論文試験	<ul style="list-style-type: none"> ・事務適性検査 事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面から問う問題 ・論文試験
保健師			
管理栄養士			

イ 日時・場所

平成30年9月16日（日）午前10時から『ガレリアかめおか』において行う。

(3) 1次試験合格発表

平成30年10月上旬に通知する。

4 2次試験

(1) 方法（予定）

ア 個別面接試験（全ての区分）

イ 実技試験（行政（手話通訳士（者））、保育士）

(2) 日時・場所

平成30年10月中旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所、提出書類等については、1次試験合格者に通知する。

5 3次試験

(1) 方法（予定）

個別面接試験（全ての区分）

(2) 日時・場所

平成30年11月下旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所、提出書類等については、2次試験合格者に通知する。

6 最終合格発表

平成30年12月上旬まで（予定）に通知する。

7 採用

最終合格者は、試験区分ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成31年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は平成32年3月31日までとする。

8 初任給（標準例）

（参考：平成30年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

大学卒	189,952円
短大卒	169,388円
高校卒	155,926円

試験区分により異なることがある。

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。また、最終学校卒業後に職歴等がある場合などは、基準により初任給に加算されることがある。

9 受験手続及び受付期間

(1) 申込（郵送のみ）

ア 7月1日（日）から配付する申込書、自己紹介書及び職務経歴書（職歴のある受験者のみ）に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、亀岡市市長公室人事課に提出することとする。

イ 記載内容等について確認することがあるので、連絡がとれる電話番号を記載すること。

ウ 封筒の表に『採用試験受験』と朱書きし、返信用封筒（82円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ簡易書留で送付すること。

エ 申込書受理後は、申込みをした区分の変更はできない。

オ 心身に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

(2) 受付期間

申込みは、平成30年7月1日（日）から平成30年7月20日（金）まで受け付ける。締切日を7月20日（金）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

10 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

電話(0771)22-3131(市役所代表)…(内線2934)

電話(0771)25-5016(人事課直通)

FAX(0771)24-5501

URL:<http://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

亀岡市公告第39号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成30年7月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成30年7月4日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第40号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、
亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、
当該計画書を次により縦覧に供する。

平成30年7月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間
平成30年7月4日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第41号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。
なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年7月18日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事の概要等
 - (1) 工事番号 上施工第3号
 - (2) 工事名 南つつじヶ丘第1加圧ポンプ場ポンプ盤等更新工事
 - (3) 工事場所 亀岡市南つつじヶ丘地内
 - (4) 工事種別 電気工事
 - (5) 工事概要

○ポンプ盤更新	…既設7面→更新5面
○加圧ポンプ新品取替	…2台
○既設機器更新	…1式
・流量計新品取替	2台

- ・濁度計新品取替 1台
 - ・圧力計新品取替 2台
- (6) 予定価格（税込） 110,743,200円
 【入札書比較価格（税抜） 102,540,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から平成31年2月28日
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度において、亀岡市競争入札参加資格者名簿（工事）に登録されており、京都府内に本店、支店又は営業所があり、亀岡市内業者にあつては、特定建設業の許可を受け、電気種目の希望順位が1位である者、亀岡市外業者にあつては、特定建設業の許可を受け、電気種目の総合評定値が1,000点以上の者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年7月18日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年7月18日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年7月26日（木） 午前9時から午後5時まで 平成30年7月27日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年7月30日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年7月25日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年7月31日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年8月2日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年8月6日（月） 午前9時から午後5時まで 平成30年8月7日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年8月8日（水） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成30年7月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市篠町篠上西裏43の2
 （関連区域）
 亀岡市篠町篠上西裏43の4、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 京都市西京区下津林六反田3の27
 株式会社スターワン・グラントシステム

「揭示済」

亀岡市公告第43号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成30年7月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
 平成30年7月25日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第44号

亀岡市新火葬場整備基本計画策定業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うので、次のとおり公告する。

平成30年7月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 業務の名称
 亀岡市新火葬場整備基本計画策定業務
- 2 業務の内容
 別紙「亀岡市新火葬場整備基本計画策定業務委託仕様書」のとおり
- 3 予算規模
 10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
 （※10,000,000円は見積上限額とし、見積上限額を超えた提案書は受付できないものとする。）
- 4 履行期限
 契約締結の日の翌日から平成31年3月22日まで
- 5 参加資格要件
 単体企業で、次に掲げる事項を全て満たしていること。
 (1) 平成30年度の亀岡市競争入札参加資格（測量・建設コンサルタント）において、建設コンサルタント業務（廃棄物・都市計

画及び地方計画)及び建築業務(建築一般)に登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 公募型プロポーザルの参加公募の日から契約締結日までの間、亀岡市の指名停止の措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。(ただし、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 経営者等(法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (8) 本業務履行に必要な受託実績を有し、次の要件をいずれも満たすこと。

ア 地方公共団体との間で本業務と同様の業務を元請けとして受託した実績

イ PFIによる火葬場整備運営事業に係るアドバイザー業務を元請けとして受託した実績(DBOを含む。モニタリングのみに係る契約を除く。)

- (9) PFIに係る法務及び財務に関する知識を有すること。
- (10) 前号に関して、他の事業者と協力して業務にあたることを可とする。この場合、協力する事業者についても、第2号から第7号の参加資格要件を満たしていること。

6 その他

詳細は、亀岡市新火葬場整備基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 吉 田 光 弘
 茨 木 國 夫
 山 内 勇
 鈴 木 裕 子
 山 下 正 巳
 海老原 睦

亀岡市循環型社会推進審議会委員の委嘱を解きます

(各 通) 田 中 利 昭
 中 村 真 美
 石 倉 直 樹
 原 田 正 巳
 西 田 佳 弘
 山 本 眞之介

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します
任期は平成31年9月30日までとします

平成30年7月1日

(各 通) 深 澤 則 夫
 山 田 昌 子

亀岡市公平委員会委員に選任します

平成30年7月10日

(各 通) 木 村 好 孝
 串 崎 哲 史

亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します

平成30年7月20日

栗 山 健
 亀岡市公平委員会委員に選任します

平成30年7月29日

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法第22条第1項の規定による平成30年9月定時登録に係る選挙人名簿の登録について、公職選挙法施行令第14条第1項の規定に基づき、登録日を次のように変更する。

平成30年7月12日

亀岡市選挙管理委員会
 委員長 岡野宗忠

登録日 平成30年9月3日

「掲示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第8号

第75回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成30年7月2日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日時
平成30年7月5日（木）
午後1時30分から
- 2 場所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 農用地利用集積計画（農地中間管理機構）

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第7号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成30年7月4日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

- 1 指定した日
平成30年7月4日
- 2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
290	日本開発興業株式会社	代表取締役 古田 一文	京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地1

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第8号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

平成30年7月4日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成30年7月4日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
294	日本開発興業株式会社	代表取締役 古田 一文	京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地1

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第9号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成30年7月11日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成30年7月11日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
291	株式会社 ナガハラ	代表取締役 長原 文雄	亀岡市千歳町千歳辻43-3

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第10号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の告示

平成30年7月11日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成30年7月11日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
295	株式会社 ナガハラ	代表取締役 長原 文雄	京都府亀岡市千歳 町千歳辻43-3

「揭示済」